



八 監 第 4 7 1 号
令 和 3 年 3 月 1 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による会計課の監査
を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

会計課

3 監査の範囲

令和2年度（令和2年12月末現在）における会計課の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年12月14日から令和3年3月17日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，所見（要望事項）は，次のとおりである。

所 見

対象機関	区 分	内 容
会計課	要望事項	<p>1 公金の運用について</p> <p>市の公金については，地方自治法（昭和22年法律第67号）等において，歳計現金及び歳入歳出外現金は「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ，基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされていることから，その保管及び運用に当たっては，運用上発生するリスクを的確に把握，検証の上，預金や債券等の運用手法に応じたリスク対策を講じるとともに，明確な運用基準を設けるなど，より安全性の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き安全性の確保に努められたい。</p>